

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2010年度第2回中国日本商会 IPG/JETRO 知財セミナー – IPG10周年記念シンポジウム開催のご案内 –

中国日本商会 IPG（事務局：JETRO 北京センター知識産権部）では、中国日本商会 IPG の発足 10 周年を記念し、IPG 活動の回顧と展望、更なる中国政府機関との協調と対話の方針を表明するため、「イノベーションを促進するための特許権の活用＜副題＞中国の企業経営における技術・研究開発戦略および知財戦略」をテーマとするシンポジウムを開催いたします。

参加をご希望の方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、7月22日（木）までにお申し込みください。知的財産権に係る情報共有や情報交換の場として、皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2010年7月27日（火）13：00～18：00

場所：長富宮飯店 1階 芙蓉の間

北京市建国門外大街26号（<http://www.cfgbj.com/jp/index.htm>）

内容：第一部 IPG 活動発表会（13:00-13:50）

第二部 シンポジウム（14:00-18:00）

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

[http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow\\_BID\\_1607.html](http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1607.html)

2. 「インターネット商品取引および関連のサービス行為に関する管理暫定弁法」説明会について

本年4月にパブコメ募集がされた、「インターネット商品取引および関連のサービス行為に関する管理暫定弁法」が公布され、施行は2010年7月1日となりました。そこで、国家工商行政管理総局法規司より、当該弁法について説明していただく機会を設けます。

日 時：2010年7月6日（火）14時～17時

場 所：長富宮飯店（2階月季の間）

北京市建国門外大街26号（<http://www.cfgbj.com/jp/index.htm>）

講演者：国家工商行政管理総局反独占・反不正競争執法局及び法規司（仮）

参加者：IPG 及び日系企業、諸外国関係者等（60名程度）

言 語：日中逐次通訳

参加をご希望の方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、7月2日（金）までにお申し込みください。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

[http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow\\_BID\\_1636.html](http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1636.html)

なお、公布された弁法は下記の URL に掲載されております。

[http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201006/t20100601\\_88891.html](http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/zjyw/xxb/201006/t20100601_88891.html)

### 3. 中国意匠制度シンポジウム開催のご案内

2009年10月1日に施行された改正専利法により、中国意匠制度は大きく改正されました。改正意匠制度が施行されて一定期間が経過した現時点において、日中知財関係者が意匠制度に対する理解を深め、意匠権の活用をより一層充実させるため、中国意匠制度における改正事項、そして意匠制度を活用した新たな意匠戦略を専門家より講演いただく機会として、中華全国専利代理人協会との協力により、中国意匠制度シンポジウムを開催いたします。

参加をご希望の方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、9月3日（金）までにお申し込みください。知的財産権に係る情報共有や情報交換の場として、皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2010年9月8日（水）9：30～17：45（受付9：00～）

場所：北京万豪酒店（Marriott Beijing City Wall）2階 大宴会庁

北京市東城区建国門南大街7号（

<http://www.marriott.com/hotels/travel/bjscw-beijing-marriott-hotel-city-wall/>）

内容：中国におけるデザイン戦略

新規性（類否判断を含む）、創作容易性

関連意匠制度、簡単な説明の記載、専利権評価報告書、平面意匠の登録要件

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

[http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow\\_BID\\_1637.html](http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1637.html)

---

#### 【最新ニュース・クリッピング】

##### ○法律・法規等

1. 知的財産権犯罪の刑事処罰のハードルを引き下げ、最高検と公安部が規定発布（国家知識産権網 2010年5月27日）
2. 中国、ショッピングサイトの個人運営者に実名表記要求（新華社 2010年6月2日）
3. 最高裁、司法基準の統一目指し司法解釈の作成を急ぐ（中国知的財産権司法保護網 2010年6月9日）
4. 北京高裁、動画サイトの責任強化、無断配信コンテンツのトップページでの掲載は侵害（国家知識産権網 2010年6月17日）

#### ○中央政府の動き

1. 第2回中米戦略・経済対話、知的財産権が引き続き重要課題（国家知識産権網 2010年5月28日）
2. 発改委、企業の支援プロジェクトに自主的知的財産権が要件（国家知識産権網 2010年5月27日）
3. 外資系企業による「国家自主イノベーション製品」の申請を歓迎、科技部（新華網 2010年5月25日）
4. 工業情報化部、ソフトウェア産業に新支援策、草案完成（中国証券報 2010年6月3日）
5. 公安部が知財犯罪摘発強化、関連部門と共同エンフォースメント実施（法制日報 2010年6月3日）
6. 「イノベーションに全国体制で取り組む」、中国が再び強調（新華社 2010年6月1日）
7. 国家版權局、海賊版摘発の優良事例を表彰、169機構が入選（国家知識産権網 2010年6月11日）
8. 「農業知的財産権戦略綱要」発布、新品種保護制度などの改善を提示（法制日報 2010年6月11日）
9. 2009年度知的財産権白書発表、ネット上の海賊版侵害が深刻（法制日報 2010年6月6日）
10. 全人代副委員長、知的財産権戦略の実施徹底を引き続き推進（人民網 2010年6月24日）
11. 商務部：ソフトウェア業界を支援する方針発表（新華網 2010年6月24日）

#### ○地方政府の動き

1. 中関村自主革新モデル地区、知的財産権担保融資に利子補給（証券日報 2010年5月24日）
2. 寧波市が外資系企業の知的財産権保護で交流会、15社参加（国家知識産権網 2010年6月2日）
3. 北京中関村、重点産業連盟の知財推進計画を作成（経済日報 2010年6月2日）
4. 中国初の国際知的財産権取引所が天津に設立（新華網 2010年6月10日）
5. 珠江デルタ地域の9都市、知的財産権犯罪の摘発で提携（国家知識産権網 2010年6月18日）
6. 北京市の「著名商標」が456件に、昨年は137件認定（工人日報 2010年6月17日）
7. 広東省検察院とQBPC、知的財産権司法保護の強化で協力覚書（中国質量新聞網 2010年6月23日）

#### ○司法関連の動き

1. 知財をめぐる民事事件が増加傾向、司法が紛争解決の主導的ルートに（中国知的財産権司法保護網 2010年6月9日）
2. ホンダ中国、商標「広本」をめぐり商標評審委員会を相手取り訴訟（法制網 2010年6月17日）
3. 武漢市、知的財産権司法保護の「三審合一」シンポジウム開催（国家知識産権網 2010年6月25日）

4. 江蘇省、知的財産権をめぐる事件の年平均増加率が35%超（法制網 2010年6月20日）

#### ○統計関連

1. 国際特許出願のための国からの助成金、昨年は5285万元（国家知識産権網 2010年5月27日）
2. SIPO 報告書：昨年の審査に対する満足度が79.4（国家知識産権網 2010年5月26日）
3. 特許など三種類権利の質権設定登録が168件、2009年（国家知識産権網 2010年6月2日）
4. 集積回路の特許出願件数が増加傾向に、年平均40%超（中国電子報 2010年6月11日）
5. 09年の海賊版DVD市場規模は400億元！興行収入の7倍（チャイナネット 2010年6月17日）
6. 中央企業の保有する特許が2万件超、急速増加傾向（新華社 2010年6月24日）
7. 08年に登録された発明特許の実施率は60%超 SIPO 発表（国家知識産権網 2010年6月21日）

#### ○その他知財関連

1. 研究者の助手不足が深刻に、イノベーション型国家建設の妨げ（人民網 2010年5月24日）
2. 中国の電子情報企業100強 トップは華為（人民網 2010年6月4日）
3. WIPO 事務局長：中国のR&D投資は世界第3位（国家知識産権網 2010年6月11日）
4. 中国科技委、「科学普及人材発展計画綱要」発表（中国新聞網 2010年6月10日）
5. 「iPad」商標が9年前中国で登録済み、アップルの権利獲得交渉が難航（国家知識産権網 2010年6月17日）
6. 蘇州市の民営企業、75%が知的財産権管理制度を確立（法制日報 2010年6月16日）
7. 米国の駐中国大使が北京大学で演説、知的財産権の保護で（新華網 2010年6月23日）

---

#### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

- ★★★1. 知的財産権犯罪の刑事処罰のハードルを引き下げ、最高検と公安部が規定発布  
★★★

他人の特許を虚偽表示し、非法経営金額が20万元以上または2件以上の他人の特許を虚偽表示し、非法経営金額が10万元以上若しくは違法所得が5万元以上の場合、刑事訴追をしなければならない。5月18日に最高人民検察院（最高検）と公安部が共同で発布した「公安機関の管轄する刑事事件の訴追基準についての規定（二）」（以下は訴追基準（二）と略す）で、2001年発布の「刑事訴追基準に関する規定」（以下は元規定）より刑事処罰のハードルを下げる内容が新規追加された。元規定では金額基準として違法所得10万元と権利者の損失50万元の二つだけが設けられていた。

「訴追基準（二）」は合法性、協調性、科学性、実用性などの原則を踏まえ、42種類事件の訴追基準について改正を行った。営業秘密侵害犯罪の訴追基準について、元規定では▽営業秘密の権利者に50万元以上の経済的損失を与えた▽権利者に倒産させ、またはその他の重大な結果をもたらした——と規定していたが、訴追基準（二）は「営業秘密の侵害による違法所得が50万元以上」との規定が追加された。

商標事件について新規定の第69条では、同一の商品に他人の登録商標を不正使用した場合は非法経営金額5万元以上または違法所得3万元以上、さらに二つ以上の登録商標専用権を侵害した場合は、非法経営金額3万元以上または違法所得2万元以上とそれぞれ訴追基準に追加されている。元規定の「個人の非法経営金額10万元と企業の非法経営金額50万元（第61条）」のみの規定に比べ、訴追基準が大幅に下げられた。（国家知識産権網 2010年5月27日）（国家知識産権網 2010年5月27日）

#### ★★★4. 北京高裁、動画サイトの責任強化、無断配信コンテンツのトップページでの掲載は侵害★★★

インターネット著作権をめぐる事件の審理の規範化を狙い、北京市の各裁判所による裁判業務を指導するために、北京市高級人民法院（高裁）は「インターネットにおける著作権紛争事件の審理にかかわる若干問題についての指導意見」を發布した。インターネット著作権の保護をテーマに6月12日に行われた同裁判所主催のフォーラムでわかった。

同「指導意見」は、動画共有配信サイトについて、放送期間中のドラマまたは上映中の映画などコンテンツの共有配信情報をウェブサイトのトップページなど主要ページに掲載するのは過失があるとしてその侵害責任を追及すると明記。また、掲示板の場合はトップページなど主要ページに掲載された著作権法違反のコンテンツを合理的期間内に削除しなかったものにも過失があると認定される。

北京高裁知的財産権法廷の陳錦川・廷長によると、北京市の裁判所で審理されたネット著作権関連の事件はここ十年来快速に増加し、2009年には著作権をめぐる事件に47.6%、1800余件がインターネットにかかわるものなど、知的財産権関連事件においてネット著作権関連事件が重要な構成となっている。

「指導意見」ではまた、オンラインサービス・プロバイダが合理的期間に権利侵害のコンテンツを削除しなかった場合は過失があると認定することができ、損害の拡大した部分についてその法的責任を追及するとの規定が組み込まれている。

今までの規定では、ユーザーの投稿したコンテンツである場合、侵害作品であることを知らないと主張すれば動画サイト側に侵害の責任がないとされていたが、「指導意見」の發布により動画共有配信サイトの運営に大きな影響を与えるだろうと有識者が指摘している。（国家知識産権網 2010年6月17日）

#### ○中央政府の動き

##### ★★★1. 第2回中米戦略・経済対話、知的財産権が引き続き重要課題★★★

第2回中米戦略・経済対話が5月24～25日に北京で開催された。開幕式では胡錦濤国家主席が重要な演説を行い、オバマ米大統領からもメッセージが寄せられた。胡主席は演説の中で、中国は中米関係の発展を非常に重視し、健全な中米関係は両国民の共通の願望に合致し、時代潮流に順応するものである上、アジア太平洋地域さらに世界の平和・安定・繁栄にも寄与するものだと強調。オバマ大統領はメッセージで「世界最大の経済国として、米中両国はG20構成国と共に、世界経済の回復を促し、気候変動などグローバルな問題や地域の問題に共同で対処していくべきだ。米中戦略経済対話は意思疎通と相互理解の強化

に寄与する」と表明した。

対話の期間中に双方は戦略対話で中米関係、エネルギー安全保障、気候変動、国連平和維持活動などについて、経済対話で▽力強い経済の復興とより持続的でバランスのとれた経済成長の促進▽相互利益を促進する貿易・投資▽金融市場の安定・改革▽国際金融システムの改革などについて意見を交わした。

双方が注目している知的財産権保護の問題は引き続き重要課題となっている。5月24日の午後に行われたブリーフィングで商務部の陳徳銘部長が「中国の知的財産権保護の誠意と決心は揺ぎ無いものだ」と強調したほか、科学技術部の曹健林副部長が「中国は自主的イノベーション、中国進出の外資系企業の投資、研究協力を奨励する方針を堅持していく」と表明した。

中米戦略・経済対話は胡主席とオバマ大統領が昨年4月に提言したもので、初会合は同年7月にワシントンで行われた。(国家知識産権網 2010年5月28日)

### ★★★2. 発改委、企業の支援プロジェクトに自主的知的財産権が要件★★★

国家発展と改革委員会が5月18日、企業の設立した技術センターのイノベーション能力向上を支援する特別プロジェクトを今年に実施する旨の通達を出し、同プロジェクトの申請作業を始動させた。通達によると、同プロジェクトにくみ込まれる企業には必須要件として自主的知的財産権を保有することが求められている。

プロジェクトの支援する重点分野は情報、バイオ医薬、新材料、航空宇宙、装備製造、農業、省エネなど持続的発展可能なハイテク分野と戦略的新興産業。支援対象は国の認定を受けた、▽整備された研究・開発・試験施設▽創造能力が強く、研究開発活動への投資が多い▽核心的技術、知名ブランドなど自主的知的財産権を保有する▽開発・創造レベルは業界をリードするもので国際的競争力を持つ——などの要件を備えている企業の技術センターである。

国家発展改革委の責任者によると、同プロジェクトは技術開発への企業投資を指導、サポートし、その自主的イノベーション能力の向上を促進することが狙いで、コア技術の開発や経済構造の調整、技術のグレードアップを促成できる環境の醸成、自主的イノベーション能力と国際的競争力を有する企業の育成に役立つことが期待されている。(国家知識産権網 2010年5月27日)

### ★★★7. 国家版權局、海賊版摘発の優良事例を表彰、169 機構が入選★★★

国家版權局はこのほど、2009年に海賊版摘発活動で優れた成果を挙げた安徽省合肥市公安局など169機構、173人を表彰することを決定した。報奨金総額は493万1000元。受賞機構には地方の版權局、公安、電信、税関、文化、出版物市場監視管理など著作権の行政エンフォースメントに密接にかかわっている行政機構が含まれている。国家版權局は2008年から海賊版摘発の優良事例に対して大規模な表彰を実施することを決めたが、今年は3回目となる。

国家版權局の責任者によると、中国政府の知的財産権保護、海賊版撲滅の方針を徹底し、社会全体の力を借りて海賊版撲滅活動を推進するのを狙い、国家版權局は国务院の認可を受け、2008年から海賊版摘発の優良事例を毎年選出、表彰することを決定。報奨金管理委員会の主任に国家版權局の柳斌傑局長、副主任に閻曉宏副局長がそれぞれ就任する。受賞機構と受賞者は、国家版權局が2007年9月に公布した報奨金管理の「暫定弁法」およびその実施細則に基づいて選定される。

2008年5月に行われた第1回表彰活動では重慶市版權局を含む120機構、94人が入選

し、報奨金 329 万 5000 元が交付された。2009 年は北京五輪海賊版対策ワーキンググループなど 173 機構、166 人が優良事例に選ばれ、報奨金の総額は 650 万円に上った。今年の選定作業において、各地方、関連部門から推薦された 528 件の候補事例に対し、国家版權局は「暫定弁法」と実施細則など関連規定に基づき 2 回にわたって審査した上、169 の受賞機構と 173 人の受賞者を選出した。(国家知識産権網 2010 年 6 月 11 日)

#### ○地方政府の動き

##### ★★★2. 寧波市が外資系企業の知的財産権保護で交流会、15 社参加★★★

外資系企業の知的財産権保護について話し合う交流会が先日、浙江省の寧波市で行われた。寧波市では知的財産権当局と外資系企業との間で知的財産権の保護について定期的に意見交流する枠組みが確立されており、今回は 3 回目の開催であった。寧波市の知識産権局および知的財産権保護弁公室、工商局、公安局、裁判所、税関など関連部門の責任者とゼネラル・モーターズ、フィリップ、ヒューレット・パカードなど外資系企業 15 社からの代表が会議に出席した。

寧波市知識産権局の李旭・局長が中国側の出席者を代表し同市の知的財産権事業の総体状況を説明。寧波市は「自主イノベーション推進、革新型都市建設」との方針に基づき、経済と社会の発展において知的財産権制度を十分生かせ、制度整備、法執行、司法保護、啓蒙普及など各分野で目覚ましい成果を収めてきた。参会者たちは繰り返し侵害、司法摘発と行政摘発、侵害貨物の処分などについて踏み込んで意見を交わした。知的財産権保護弁公室の責任者は外資系企業に対し、知的財産権保護の活動を引き続き支持し、よい経験とやり方を紹介してほしいと表明したうえ、事件の速やかな処理のために司法救済の活用と証拠の提供などを積極的に行うよう期待を寄せた。

会議後に行われたシンポジウムで外資系企業からの代表と公安部門の担当者が知的財産権の刑事保護について議論を交わした。(国家知識産権網 2010 年 6 月 2 日)

##### ★★★5. 珠江デルタ地域の 9 都市、知的財産権犯罪の摘発で提携★★★

2005 年から 2009 年にかけての 4 年間で、珠江デルタ地域における 9 都市が知的財産権をめぐった犯罪事件 731 件を摘発し、容疑者 1456 人を逮捕した。摘発事件数が広東省全体の 87.5%、容疑者の人数が同 88.7%をそれぞれ占めている。このほど行われた、広州、深セン、珠海、佛山、江門、東莞、中山、惠州、肇慶の 9 都市の検事長が出席する珠江デルタ地域第一回検事長合同会議で明らかになった。

会議で採択された「合同会議議事録」によると、9 都市の検察当局は、知的財産権刑事、司法保護における交流・提携の強化、地域の科学事業の発展に向けた良好な法的環境の醸成などで一致し、▽登録商標権や営業秘密の侵害をはじめとした侵害事件にかかわる情報の相互報告▽事件の移送制度、情報共有システムの確立▽知的財産権司法保護の法適用基準の統一——などを含む知的財産権司法保護の協力枠組みの創立・整備に取り組むことにしている。(国家知識産権網 2010 年 6 月 18 日)

#### ○司法関連の動き

##### ★★★3. 武漢市、知的財産権司法保護の「三審合一」シンポジウム開催★★★

人民法院(裁判所)の知的財産権民事事件、行政事件、刑事事件を一括して審理する「三審合一」制度について話し合うシンポジウムが 6 月 22 日から 24 日にかけて武漢市で行われていた。人民法院報、湖北省高級人民法院、武漢市中級人民法院が共催し、武漢市江岸区人民法院が運営を担当した。

武漢市知識産権局の董宏偉局長が会議に出席し基調演説を行った。董局長は武漢市の知的財産権保護活動を例に挙げて、同市で施行されている「三審合一」制度により行政法執行にもたらした改善効果を説明したほか、市知識産権局と市中級裁判所が全国で最初に導入した司法救済と行政救済との連結体制とその効果を紹介した。

知的財産権裁判業務の重大改革となる「三審合一」制度は、民事、行政、刑事事件に関する各訴訟法の管轄レベルの規定に違反しない前提で、知的財産権をめぐる民事、行政、刑事事件を特別の裁判廷で集中審理する制度で、全国の範囲から見れば、主に浦東モデル、西安モデル、武漢モデル、重慶モデル、珠海モデルなどがある。(国家知識産権網 2010年6月25日)

#### ○統計関連

##### ★★★1. 国際特許出願のための国からの助成金、昨年は5285万元★★★

国家知識産権局は2009年に特許協力条約に基づいたPCT出願1146件に対し、支援助成金5285万元を交付した。助成金を申請する国際出願は通年で2110件、申請金額は8900万元であった。国家知識産権局が5月27日に開催した国際出願支援助成金活動会議で専利管理司の雷筱雲・副司長が明らかにした。

国は2009年に国際特許出願支援助成金を設立し、国内の中小企業、研究機関などを対象に国外での特許出願にかかる費用を助成することにした。財政資金のサポートにより出願者の負担軽減を図り、国外出願を奨励するのが狙い。世界知的所有権機関(WIPO)の統計によると、昨年に世界全体のPCT出願総件数は1978年の制度発足以来初めて前年を下回った4.5%減の15万5900件であった一方、中国からのPCT出願は7946件、前年より29.7%と大幅に増加し、上位5位にランク入りした。国の財政支援策が功を奏したと見られている。

今年の助成金交付活動の順調な展開と、国の関連政策を徹底するために、国家知識産権局は今回の全国活動会議を開催した。会議では昨年の活動状況の総括や2010年度の補助活動についての具体的配置などが行われた。(国家知識産権網 2010年5月27日)(国家知識産権網 2010年5月27日)

##### ★★★2. SIPO報告書：昨年の審査に対する満足度が79.4★★★

国家知識産権局の特許審査業務の質などに対するユーザーの満足度についてのアンケート調査結果をまとめた報告書によると、2009年度の満足度は79.4で、2008年度の77.3より優れて、特許審査の品質に対する公衆の満足度が改善しつつあることがわかった。

全体満足度の上昇だけでなく、各具体的指標もそれぞれある程度の向上を見せている。アンケート調査の結果によると、審査結果と審査過程の正確性に対する満足度は2009年が82.0で、前年の76.8より明らかに改善されたほか、公衆の不満を示す指数が明らかに下落した。また、信頼感指数が著しく上昇し、調査を受けた人の中で審査の品質が認められていることが示された。

審査の効率について2009年の満足度は76、前年の75より少し上昇し、依然として注目されている重点項目であった。回答者によって審査の各段階に対する期待と満足度は明らかに異なっているが、半数以上は一次審査順番待ち期間(FA期間)を4ヶ月以内、半数近くは実体審査終結周期を6ヶ月以内にすることを望んでおり、前年の調査とほぼ同じ結果で、実体審査の効率向上に対する高い期待が伺える。(国家知識産権網 2010年5月26日)



★★★3. 特許など三種類権利の質権設定登録が168件、2009年★★★

国家知識産権局規画発展司のまとめた「專利統計簡報」によると、2009年の專利（特許、実用新案、意匠を含む）権質権設定登録は168件、2008年の93件より81%増加し、金額は74億5900万人民币元で前年の13億8400万元より60億8000万元増加した。

2009年の質権設定登録168件の対象権利は計670件、内訳は特許権が全体の41.6%を占める279件、実用新案が45.7%の306件、意匠が12.7%の85件となっている。質権設定登録1件あたり平均の対象権利数は4件で、2008年の2.4件より1.6件増加した。設定登録1件あたりの金額は2009年が前年の1487万8千元を大幅に上回り、4439万7千元となった。

質権設定の期限について、1年以下のものは11件、全体の6.5%を占め、1年以上2年以下のものは79件、全体の47.0%を占め、2年以上3年以下のものは28件、全体の16.7%を占めており、質権設定登録の内、およそ7割が3年以下のものであることがわかった。質権設定が專利権の有効期限に制限されることが原因であるほか、質権の設定に対する質権者の信頼感不足も伺えた。（国家知識産権網 2010年6月2日）

★★★7. 08年に登録された発明特許の実施率は60%超 SIPO発表★★★

国家知識産権局がこのほど発表した08年に登録された発明特許の実施状況についての調査報告書によると、中国の発明特許の実施率は60%を上回り、特許技術の2割近くが商品化され、経済発展のパターン転換促進を力強くサポートしていることがわかった。

わが国の特許権の運用状況を全面的、正確に把握するため、国家統計局の許可のもとで、国家知識産権局は特許実施の実態についての調査を行った。今回の調査対象となったのは、08年に登録された発明特許権であり、配布した4万622件のアンケートの回答数は3万5674件で、回答率は87.8%だった。

回収した調査結果によると、発明特許の平均実施率は60.6%。うち企業は80.3%、大学は37.9%、科学研究機関は46.7%、個人は43.6%。1000万元以上の経済収益を上げた特許は2249件で、全体の10.4%を占めた。

発明特許は、権利者が自ら実施するケースが多く、譲渡や他者への使用許諾は二の次となっている。すでに実施されている特許のうち、発明者自らが使用している特許は80.8%、譲渡や他者への使用許諾は19.2%だった。譲渡や他者への使用許諾の9割近くは国内企業が対象で、産学研協力が国内企業の発展の重要な推進力となっていることがわかった。08年に登録された発明特許のうち、38.6%は国家知識産権局が指定する知的財産権モデル企業だった。その45.5%が使用后、500万元以上の収益を上げた。（国家知識産権網 2010年6月21日）

○その他知財関連

★★★3. WIPO事務局長：中国のR&D投資は世界第3位★★★

中国はすでに世界第3位のR&D投資国となっている。世界知的所有権機関（WIPO）のフランス・ガリ事務局長がこのほどウィーンで行われた国連工業開発機関（UNIDO）の加盟国による会議で明らかにした。

ガリ事務局長は会議の席上で、イノベーションと技術移転、工業競争力の促進手段としての知的財産権の役割について演説し、イノベーション投資の奨励、知的財産権貿易枠組みの提供、商標とブランドによる市場秩序の確立などを通じて、知的財産権制度が技術移転の促進において果たす役割が肝心だと指摘した上、知識への投資が、過去15年で倍増したなど大幅に強化され、2009年に1兆1千万米ドルに達していると説明した。

事務局長はまた、中国の R&D 投資はすでに世界第 3 位となっており、日本、韓国、中国の 3 国による国際特許出願が急速に増加しており、1994 年に PCT 出願全体に占める割合が 7.6%であったが、15 年後の 2009 年は 29.2%となったと指摘し、技術開発の地域的分布に急速な変化を見せていると強調した。

WIPO と UNIDO は現在、両機関による提携協定の正式締結に努めており、更なる協力を通じて、持続可能な発展のためにそれぞれの専門知識をさらに活用させることにしている。(国家知識産権網 2010 年 6 月 11 日)

★★★5. 「iPad」商標が 9 年前中国で登録済み、アップルの権利獲得交渉が難航★★★

爆発的な人気商品となった米アップルのマルチメディア端末「iPad」は中国国内ですでに商標登録されており、権利獲得交渉も難航し、アップルが iPad の中国市場への投入時期に頭を悩ませそう。

深セン市の大手電子端末メーカー、唯冠科技（深せん）有限公司は 2001 年に「コンピューターと周辺機器」に「IPAD」商標と「iPAD および図」の商標登録を出願した。同社の関係者によると、第 159007 号の「IPAD」商標は今年 2 月 9 日に「3 年間不使用」として商標局に登録取消の申請が提起されたが、関係書類はまだ送達されていないため、申請者はまだわかっていない。第 1682310 号の「iPAD および図」の商標は公告期間中の 2001 年 12 月 13 日にコンパック社に「IPAQ」の近似商標として異議申立され、昨年 7 月 27 日に商標審査委員会にその登録を認められた。

アップルはすでに権利取得に向けて唯冠科技との交渉に入っているが、唯冠科技の要求する買収価格 360 万米ドルが高すぎるとしたため、交渉が難航しているという。現状ではアップルは中国国内で「iPad」の名称で販売することができないこととなっている。(国家知識産権網 2010 年 6 月 17 日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved